

緑区公告第 52 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 13 日

横浜市 緑 区 長 佐藤 康博

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	鈴木 増宏（外 1 名）
送達する 書 類 名	令和 8 年度 介護保険料額決定通知書（令和 8 年 6 月 15 日 通知分 外 1 名）	

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

[illegible]